

## 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースにおける検討事項（案）についての 専門委員等からの意見

### 1. ヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いて実施する「難病等遺伝性疾患研究」 及び「疾患（がん等）研究」について

#### (1) 「病態解明」を目的とした研究について

##### < 委員からの意見 >

- ・ヒト胚を使わないとできないような難病の研究というのがあり得るのか。ES細胞等ではわからないことがあれば、それが答えになる。
- ・医学会からの報告等に基づいて検討をすすめるべき。想定されるものがなければ、指針を作る意味がないのではないか。
- ・使えることを前提に議論するよりも、どういうときにやっぱりヒト胚を滅失させてまでそういう研究をすることに国民の理解を得られるというような、そういう筋道での議論を進めていった方がいいのではないか
- ・容認に傾いているような中で議論を避けていただきたい。
- ・「疾患特異的な」と範囲を狭めてしまうと、その対象となるものはないと思う。受精卵に対してゲノム編集をしたら何が起こるのか、最初の段階でそういう研究がされて いないと医療には結びついて行かない。
- ・「遺伝（先天）要因によって」の（先天）は削除すべき。

### 2. 「研究用新規作成胚」等を用いた研究について

##### < 委員からの意見 >

- ・「2.」は、ART指針との関連性について、記載すべき
- ・配偶子の研究を行う場合、それを用いて、胚を作成することが前提 のはず。受精しない前提で、ゲノム編集を行う研究はあるのか。
- ・人工配偶子への（ゲノム編集が）がガイドラインに対象となるのか。（生殖細胞分化の研究は受精してはいけないことになっている。）
- ・配偶子それ自体にゲノム編集することは難しいと考えられるので、「生殖細胞系列」とすべき。そういう意味で、胚を作る場合は(1)で、胚を作らない場合は(3)の要件だけでよい、ということではないのか。その意味で、人工配偶子は含まれるのではないか。
- ・研究の対象となる胚、研究目的について、ART指針も含め、バックグラウンドについて整理したうえで、それ以外（まず研究対象、その後でどのような研究が認められるか）のことを認めるのかどうか。

### 3 . その他について

- ・ 審査体制についても、従来の倫理審査委員会と国の二重審査にするか、他の別組織による審査を行うかをTFで検討してはどうか、との書きぶりにすべき。
- ・ 国での審査というのは、「国民に開かれた」という意味合いではないか。

### 全般に関して

- ・ タスク・フォースに検討を委ねるのであれば、結論が出ているかのような書き方ではなく、論点としてどういうものがあるのか、あるいは選択肢としてどういう考え方等があるのかを記載したうえで、どの選択肢をとるかについて、TFで検討してはどうか、と書くべき。
- ・ 「研究用新規作成胚」の作成や、「余剰胚」を用いて、難病や遺伝性疾患の病態解明、治療法の開発を目指した研究実施の容認については、更に議論を深めることが必要ではないか。すなわち、これらの研究(胚を滅失させてまで行う研究)の結果、出される成果が十分に国民に理解されうるかという議論をすべきではないか。